

**改正**

平成14年7月8日条例第28号

平成19年3月20日条例第5号

平成20年9月11日条例第19号

平成21年3月25日条例第9号

平成24年12月28日条例第35号

令和2年3月31日条例第12号

坂出市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、坂出市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派または議員に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

**第2条** 議員が会派（所属議員が2人以上で結成された団体をいう。以下「会派」という。）を結成したときは、別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときも、同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者は、別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(交付対象)

**第3条** 政務活動費は、前条第1項の規定により議長に届出のあった会派または議員（いずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年度の政務活動費は、一般選挙後新たに結成された会派または交付対象議員に対し交付する。

(会派に対する交付額および交付の方法)

**第4条** 会派に対する政務活動費は、会派の所属議員数に年額25万円（以下「年額」という。）を乗じて得た額を一括して交付する。

2 前項の所属議員数は、各年度の初日における会派の所属議員数とする。前条ただし書の場合においては、新たに会派が結成された日における会派の所属議員数とする。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分から年度末までの月数に、年額を12で除して得た額（以下「月額」という。）および当該会派の所属議員数を乗じて得た額の政務活動費を交付する。

4 年度の途中において議員の辞職、失職、除名もしくは死亡または所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は異動が生じた日の属する月の翌月分から所属議員に含まないものとし、議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

（所属議員数の異動に伴う調整）

**第5条** 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において会派の所属議員数に異動が生じたときは、異動が生じた日の属する月の翌月から年度末までの月数に、月額および異動議員数を乗じて得た額の政務活動費を調整する。この場合において、剰余の額を生じた会派は、これを返還しなければならない。不足の額を生じた会派に対しては、これを交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、当該会派は、解散の日の属する月の翌月分以降の政務活動費を返還しなければならない。

（交付対象議員に対する交付額および交付の方法）

**第6条** 交付対象議員に対する政務活動費は、年額25万円を一括して交付する。

2 年度の途中において、新たに交付対象議員となった者または会派を脱会した議員に対しては、第1項に定める額を12で除して得た額に、これらの事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度末までの月数を乗じて得た額を交付する。

3 年度の途中において交付対象議員の辞職、失職、除名もしくは死亡もしくは会派への所属または議会の解散があった場合は、これらの事由が生じた日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費の経費の範囲）

**第7条** 政務活動費は、会派または交付対象議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

**第8条** 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

**第9条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者または交付対象議員は、別に定める様式により、領収書またはこれに準ずる書類の写しを添付して政務活動費に係る収入および支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

**第10条** 政務活動費の交付を受けた会派または交付対象議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派または交付対象議員がその年度において第7条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存および閲覧）

**第11条** 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。ただし、坂出市情報公開条例（平成14年坂出市条例第1号）第7条第1項に規定する個人情報を除く。

（1）市内に住所を有する者

（2）市内に事務所または事業所を有する個人または法人

（透明性の確保）

**第12条** 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

**第13条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成14年7月8日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

付 則（平成19年3月20日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**付 則**（平成20年9月11日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

**付 則**（平成21年3月25日条例第9号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の坂出市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

**付 則**（平成24年12月28日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72条）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の坂出市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

**付 則**（令和2年3月31日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の坂出市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

**別表**（第7条関係）

| 項目    | 内容  |
|-------|---|
| 調査研究費 | 会派または交付対象議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究および調査委託に関する経費    |
| 研修費   | 会派または交付対象議員が研修会を開催するために必要な経費，団体等が主催する研修会の参加に要する経費 |

|          |   |
|----------|---|
| 会議費      | 会派または交付対象議員が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派または交付対象議員としての参加に要する経費    |
| 調査旅費     | 会派または交付対象議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費                     |
| 要請・陳情活動費 | 会派または交付対象議員が要請，陳情活動を行うために必要な経費                                    |
| 資料作成費    | 会派または交付対象議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費                                   |
| 資料購入費    | 会派または交付対象議員が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費                               |
| 広報費      | 会派または交付対象議員が行う活動，市政について住民に報告するために要する経費                            |
| 広聴費      | 会派または交付対象議員が行う住民からの市政および会派または交付対象議員の活動に対する要望，意見の聴取，住民相談等の活動に要する経費 |
| 人件費      | 会派または交付対象議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費                                    |